

岩手県選挙管理委員会告示第5号

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律（平成23年法律第44号）第2条第1項の規定により漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第1項の海区漁業調整委員会選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間を次のとおり定めた。

平成24年1月13日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 申請期間 平成24年2月1日から同月10日まで
- 2 調製期日 平成24年3月15日まで
- 3 縦覧期間 平成24年3月20日から同年4月3日まで
- 4 異議の申出に対する決定の期間 異議の申出を受けた日から20日以内